

UPR第2回日本政府審査・結果文書（仮訳）

序

1. 2007年6月18日の人権理事会決議5／1に基づいて設立された普遍的定期的レビュー（UPR）作業部会は、2012年10月22日から11月5日の間に第14回会期を開催した。日本の審査は2012年10月31日の第14回会合において行われた。日本代表団の団長は上田秀明外務省人権人道担当大使であった。2012年11月2日に開催された第17回会合において、作業部会は日本に関する報告書を採択した。

2. 2012年5月3日、人権理事会は日本の審査を円滑に進めるため次の報告者グループ（トロイカ）を選出した：リビア、ペルー、バングラデシュ

3. 決議5／1の付属文書のパラグラフ15及び理事会決議16／21の付属文書のパラグラフ5に基づき、日本の審査のために以下の文書が発出された。

（a）パラグラフ15（a）に基づき提出された国別報告書／作成された文書によるプレゼンテーション（A／HRC／WG. 6／14／JPN／1）

（b）パラグラフ15（b）に基づき国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が準備した編集文書（A／HRC／WG. 6／14／JPN／2）

（c）パラグラフ15（c）に基づきOHCHRが準備した要約書（A／HRC／WG. 6／14／JPN／3）

4. スペイン、メキシコ、英国、チェコ、ハンガリー及びスロベニアによって事前に作成された質問票は、トロイカを通じて日本に伝達された。これらの質問はUPRのエクストラネットに公開されている。

I. 審査手続の議事録概要

A. 被審査国による発表

5. 日本は、UPRは対話と協力を通じて各国の人権状況の改善を促していく有意義な制度であると考えている。

6. 日本は、2008年のUPR審査の結果を真摯に受け止め、2011年に自主的にフォローアップ状況を発表した。日本は人権尊重の促進に向けた民間

レベルでの活動の重要性を認識している。

7. 2009年、日本は強制失踪条約を批准した。日本は、個人通報制度は人権諸条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。日本は、各方面から寄せられる意見もふまえつつ、本件につき引き続き真剣に検討を進めていく。

8. 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）については、子の利益の観点から意義があると考えており、政府は、同条約及び国内担保法案を国会に提出した。引き続き、早期の締結に向け取り組んでいく。

9. 2012年9月、日本は社会権規約第13条2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう特に、「無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利の留保を撤回した。

10. 日本は、2011年に人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待を表明し、11月には、健康の権利特別報告者が訪日する予定である。

11. 日本国憲法は、国民主権及び基本的人権の尊重を基本原理としている。日本は国内人権状況改善のためにたゆまぬ努力を継続してきている。

12. 法務省の人権擁護機関が人権擁護活動を実施している。2012年9月、内閣は、次期国会に提出することを前提として、パリ原則に適合する独立した人権委員会を設置するための法律案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案の内容を確認する閣議決定を行った。日本政府として引き続き必要な準備を進めていく所存である。

13. 日本は、取調べの録音・録画は、自白の任意性についての確な判断を容易にするというメリットがあると認識している。日本はこれまで一定の要件の下、被疑者の取調べの録音・録画の試行を漸次拡充しながら行ってきた。現在、法務大臣の諮問機関で、取調べの録音・録画の具体的な制度設計を含め、幅広い観点から、時代に即した新たな刑事司法制度の構築についての調査審議を行っているところである。日本は、できる限り早期に答申を受け、取調べの録音・録画の制度化を実現していきたいと考えている。

14. 日本では、留置施設における人権及び適正な処遇を担保する制度が設け

られている。刑事司法手続の下では、的確な捜査の円滑かつ効率的な実施の観点から、警察の施設に被疑者を勾留することは重要な役割を果たしている。警察の留置施設は通常、被留置者の家族や弁護人が面会に訪れやすい場所にある。刑事収容施設法は、留置業務に従事する警察官は被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないとする「捜査と留置の分離」の原則を明記している。弁護士を委員に含む、警察から独立性を有する委員会が留置施設を視察する。被留置者は警察を管理する都道府県公安委員会に対して不服申立てをすることもできる。

15. 日本は、死刑制度の存廃は、基本的には、各国において、国民世論、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。国民世論の多数が、極めて悪質、重大な犯罪については、死刑もやむを得ないと考えていることや、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、直ちに、死刑を廃止することは適当でないと考えている。

16. 日本は、2010年に策定された第3次男女共同参画基本計画及び2012年に策定された経済社会分野における女性の活躍の促進のための行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。

17. 日本は、新たに「人身取引対策行動計画2009」を策定し、政府一体となった対策を引き続き推進している。2011年には、人身取引対策に関与している関係省庁において講ずべき措置を取りまとめるなど、一人でも多くの人身取引被害者の認知や保護に取り組んでいる。

18. 日本は、障害者に係る制度の集中的な改革を行ってきているところであり、既に署名している障害者権利条約の早期締結に向けて着実に取り組んでいる。

19. 日本は、引き続きアイヌの人々が誇りを持って生きることができる豊かな共生社会の構築に向けて積極的に取り組んでいく所存である。2008年6月、国会は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択した。2010年から、アイヌの人々を構成員に含む「アイヌ政策推進会議」は、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進している。

20. 2009年には、出入国管理及び難民認定法を改正し、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問等禁止条約及び強制失踪条約に規定する

国を含まないことを明記した。更に、日本は、入国者収容所等における処遇の透明性の確保・改善向上のために有識者で構成される委員会を設置し、日本弁護士連合会との間で被収容者への無料法律相談等の実施を合意している。

21. 東日本大震災から19ヶ月が経過した。日本は世界各地から寄せられた惜しみない支援に感謝を表明した。日本として、困難を強いられている人々の状況を改善するとともに、復興事業を実施していく所存である。

22. 日本は、国内人権状況の改善のために引き続き努力するとともに、国際社会における人権の保護・促進のために、国連、各国政府、市民社会等と緊密に協力し、貢献していく所存である。

23. 日本は、双方向の対話において、建設的な意見交換ができることを期待している。

24. 事前に提出された質問に対して、日本は、直接的・間接的差別の問題に言及し、日本国憲法第14条はすべての国民は法の下に平等であると規定している旨言及した。

25. 日本は、2010年、国連総会に「ハンセン病差別撤廃のための原則及びガイドライン」に十分な考慮を払うことを求める決議を提出し、全会一致で採択された旨表明した。日本は、引き続きハンセン病人権啓発大使の事業を支援していく。

26. 嫡出でない子の権利に関する質問への回答として、出生の届出が適法にされ、かつ内容に誤りがない限り、戸籍に記載されていること、国籍に関して差別的な規定はないことに言及した。民法上、嫡出でない子の相続分は嫡出である子の2分の1とされている。これは、法律上の配偶者との間に出生した子の立場を尊重するとともに、嫡出でない子の立場にも配慮し、法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図ったものであるが、日本は民法改正に向けた取組を継続している。

27. 児童の体罰について、具体的な取組は日本政府報告書に記載している。学校及び家庭内の体罰は禁止されている。さらに、2011年には、児童の虐待を防止し、児童を擁護する観点から、民法を改正した。刑事施設、少年院その他矯正施設における体罰は、憲法及び他の法律に違反するものとされている。

28. 日本は学校における人権教育活動及び人権教育研究推進事業に関する情報を提供した。

29. 女性に対する暴力への取組に関しては、日本は、被害者保護活動を含む支援サービスの強化に関連省庁で連携して取り組んでいる旨言及した。

30. 難民認定申請者の手続及び取扱いについて、日本は、難民認定は特にインタビューにおいて、申請者の使用言語、民族及び性別に配慮しつつ、公平かつ透明に行われている旨説明した。なお、難民として認定されない者についても、本国の状況により日本で庇護すべき事情があるときは、在留を認めている。また、異議申立てにおいて、UNHCR、日本弁護士連合会等から推薦を受けて、法務大臣から任命を受けた難民認定参与員の意見を聴いた上で判断している。

31. 弁護人に関して、日本は、取調べ以外の証拠収集手段が限定されているため、被疑者の取調べは事案の真相を解明するため最も重要な捜査方法である旨説明した。そのため、日本は、弁護士の立会いの問題については、慎重な検討を要する旨言及した。また、日本は、警察の留置施設における被留置者の弁護人への交通権については現在制限がない旨言及した。

32. 日本は法務大臣が立ち上げた「死刑の在り方に関する勉強会」は2012年3月に報告書を公表し終了した旨報告した。日本は、この問題については幅広い議論が必要であると考えている。日本は、死刑確定者の処遇に関する人権条約体からの勧告については重く受け止めており、引き続き適切な処遇に努めていく。

B. 双方向の対話及び被審査国からの回答

33. 双方向の対話では、79の代表団が発言を行った。対話においてなされた勧告は本報告の項目II. に記載されている。

34. モロッコは、ハンセン病患者に対する差別との闘いにおいて想定されている日本による措置及び国内人権委員会の独立性を確保するための措置について質問した。

35. ミャンマーは、ジェンダー平等社会を構築するための努力及び女性に対する暴力を防止するためのイニシアティブに言及した。また、ミャンマーは、日本と各国との二国間人権対話にも言及した。ミャンマーは勧告を行った。

36. ナミビアは、障害者権利条約の批准という観点から、障害者の権利の向上に言及した。日本が中等教育を全ての者に無償で提供するという勧告を受け入れたことを認識した。ナミビアは勧告を行った。

37. ネパールは、日本が人権委員会を設立する法案の提出を予定していることに言及した。第3次男女共同参画基本計画、女性に対する暴力の防止及び意思決定過程への女性の参画の拡大に関するイニシアティブを賞賛した。ネパールは勧告を行った。

38. オランダは、第2次世界大戦における「慰安婦」の問題が学校の教科課程の一部ではなくなっていることに遺憾の意を表明した。これは過去の残虐な行為への認識を喚起する手段及びこの問題に関連する権利についての議論を排除した。オランダは勧告を行った。

39. ニカラグアは、第3次男女共同参画基本計画を通じた女性の権利強化のための取組を強調した。司法の運営、特に、公平で透明性が確保された取調べ手続きの確保に向けた改革を賞賛した。ニカラグアは勧告を行った。

40. ノルウェーは、日本の死刑の適用の継続、死刑執行前の単独室収容が広く行われていること、差別に関する法制が欠如していることを懸念した。ノルウェーは勧告を行った。

41. パキスタンは、インターネットを含む人権課題に対処するための日本の措置に言及し、インターネットから情報を削除するための指導基準について質問した。発展途上国の開発を促進することに対する日本のコミットメントを認識した。パキスタンは勧告を行った。

42. パレスチナは、第1回UPR以降、日本が課題に直面しているにも関わらず、様々な分野において人権の促進・保護を保障するための措置を講じてきていること認めた。パレスチナは勧告を行った。

43. パラグアイは、国連ミレニアム開発目標を達成するための取組への日本

の努力を賞賛し、防災を促進する日本の活動を認識した。パラグアイは勧告を行った。

44. フィリピンは、日本による2010年の移住労働者に関する特別報告者の受入れを評価した。人身取引の被害者への日本の懸念を認めた。フィリピンは勧告を行った。

45. ポルトガルは、社会権規約における無償教育の漸進的導入に関する留保を撤回するという日本の決定を歓迎した。日本が死刑執行を再開したことに遺憾の意を表明した。ポルトガルは勧告を行った。

46. 韓国は、日本が第3次男女共同参画基本計画を採択したことを賞賛した。日本が第2次世界大戦における「慰安婦」の被害者の問題に対処するために効果的な措置を講じてきていないことについて条約体及び利害関係者が懸念を有していることに言及した。韓国は勧告を行った。

47. モルドバは、日本のUPRRプロセスのフォローアップにおける市民社会の関与を賞賛した。日本の児童ポルノの根絶、人身取引及び家庭内暴力との闘いへの日本のコミットメントを認識した。モルドバは勧告を行った。

48. ルワンダは、日本の世界的な基本的自由の確保に向けた貢献を賞賛した。女性及び児童の人権促進・保護を継続するための日本の措置を認識した。ルワンダは勧告を行った。

49. セネガルは、多くの国際人権条約を批准するために策定された規定及び国内人権機構を創設するための計画を歓迎した。セネガルは勧告を行った。

50. スロバキアは、特に日本の強制失踪条約の批准、人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待、人権メカニズムとの協力及びOHCHRへの定期的な財政的貢献に言及した。スロバキアは勧告を行った。

51. スロベニアは、日本の人権理事会における積極的で建設的な役割、特別手続のマנדート・ホルダーに対する恒常的な招待、市民社会との協力及び公務員の人権研修を歓迎した。スロベニアは勧告を行った。

52. 南アフリカは、開発努力への日本の貢献を認識した。特に移民の取扱い、

根強い人種主義的、外国人排斥的態度及び児童の権利の保護といった懸念が残る分野に言及した。南アフリカは勧告を行った。

53. スペインは、日本の強制失踪条約の批准及び全ての特別手続に対する恒常的な招待を賞賛し、祝辞を述べた。スペインは勧告を行った。

54. スリランカは、日本の国内人権委員会の計画、女性、子供及び移民労働者の権利の促進・保護に言及した。日本の人身取引対策行動計画に留意した。スリランカは勧告を行った。

55. スーダンは、ドナー国としての日本の重要性を強調した。二国間対話の確立、外国人を保護するための協力及び法制面での努力を賞賛した。スーダンは勧告を行った。

56. スイスは、「代用監獄」の収容制度だけではなく死刑執行の再開にも引き続き懸念を表明した。スイスは勧告を行った。

57. タイは、日本の第3次男女共同参画基本計画、児童の搾取及び児童ポルノと闘うための国内的／国際的な措置の採択を歓迎した。特別手続マנדレート・ホルダーに対する日本の招待及び障害者権利条約に関する検討を評価した。タイは勧告を行った。

58. 東ティモールは、国連人権メカニズムに対する日本のコミットメントを評価した。東ティモールは、日本に対し、過去の残虐な行為の生存者との直接かつ真のコミュニケーションも可能であれば含め、国際社会の理解が得られるよう国際社会との対話を継続することを慫慂した。

59. 日本政府は、「慰安婦」問題は多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとして、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを示してきた。

60. 第2次世界大戦に関する賠償並びに財産及び請求権の問題については、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約等の当事国との間においては、法的に解決されている。

61. 1995年、日本政府は、日本国民とともに、高齢になられた元慰安婦の方々に対する支援を行うことを目的としてアジア女性基金（AWF）を設立した。日本政府は元慰安婦の方に対する「償い金」だけでなく医療・福祉事業を含む基金の活動に対して最大限の支援を行った。日本政府としては、同基金の事業に表れた日本国民の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう今後とも最大限努力していく考えであり、同基金の事業のフォローアップを行っていく。

62. 教育課程に関して、日本は、学習指導要領は第2次世界大戦に言及しており、その中で、日本は特にアジアの国々に多大な損害を負わせたことについて言及している旨説明した。異性の尊重及び人権の尊重も学習指導要領に含まれている。

63. 日本は、障害者基本法が改正され、障害者総合支援法が国会を通過したこと、そしてこうした取組は障害者権利条約を可能な限り早期に批准することを目指している旨説明した。

64. 日本は、2005年に国会がパレルモ議定書の批准を承認したが、国際組織犯罪防止条約が同議定書より先に批准されなければならないため、未だ締結されていない旨報告した。

65. 日本は、また、移住労働者権利条約の批准による法的な影響を検討している旨報告した。

66. 2010年に、日本は児童ポルノ根絶のための包括的な措置を講じた。児童の性的搾取及び虐待に関する法律が制定され、児童ポルノの製作及び提供が犯罪化された。国会は児童ポルノの犯罪化の対象を拡張する可能性を検討している。警察では、法律の実施強化及びフィルタリングの促進が行われた。インターネット・サービス・プロバイダーは2011年4月からインターネット上の児童ポルノの画像の閲覧防止のための手段を自発的に採用している。

67. 死刑モラトリアムの導入の要請について、日本は、国民世論の多数が凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること、法治国家では裁判所の判決が厳正に執行されるべきである旨説明した。日本はモラトリアムの導入については適切ではないと考えている。

68. 仮釈放を認めない終身刑の問題については、日本は、減刑の可能性がなく受刑者に絶望感を抱かせることや受刑者の人格を破壊し得ることから極めて過酷な刑であるとの意見がある旨言及した。

69. 死刑確定者について、日本は、その法が規定するとおり、昼夜、単独室において処遇することが、彼らの人権を侵害しているとは考えていない。右は被収容者の心情の安定を確保する観点から行われている。死刑確定者は教誨師や篤志面接委員にアクセスすることができ、法律上、必要かつ有益と認める場合には、他の死刑確定者との接触も可能とされている。

70. 女性に対する暴力への対処はジェンダー平等社会をつくる上で克服すべき重要な問題である。日本はインターネット及び携帯電話といった新たな課題に言及し、右について公共及び民間のセクターの間での緊密な連携が存在することを示唆した。日本は地方自治体に被害者の自己能力を支援するためのスタートアップマニュアルを配布したことを表明した。日本は11月25日の女性に対する暴力の撲滅のための国際日に関連した啓発キャンペーン及び活動を含む様々な努力を強化している。

71. 個人通報制度について、日本は前述の立場を繰り返した。

72. 日本は、更に、既に強制失踪条約を批准したことに言及した。

73. トリニダード・トバゴは、震災後の日本のコミットメント及び達成するために発展されたパートナーシップを賞賛した。第3次男女共同参画基本計画を賞賛した。トリニダード・トバゴは勧告を行った。

74. チュニジアは、日本の非差別に対する努力とミレニアム開発目標達成のための貢献を賞賛した。日本が、ODAの対GDP比0.7%の国際水準に向け努力を継続することを慫慂した。チュニジアは勧告を行った。

75. トルコは、日本が第3次男女共同参画基本計画の採択にもかかわらず、女性に対する差別及び暴力があることへの懸念に言及した。トルコは、日本の継続した死刑の執行に遺憾の意を表明した。トルコは勧告を行った。

76. ウクライナは、日本の人権促進・保護及び特別手続への招待を認識した。日本の第3次男女共同参画基本計画を賞賛した。ウクライナは勧告を行った。

77. 英国は、日本に死刑政策を即座に見直し、自由権規約第2議定書を批准することを求めた。国内人権機構を設立するとの日本の決定を歓迎した。英国は勧告を行った。

78. 米国は、2011年に起こった津波及び地震からの復興における人権保護への日本の努力を賞賛した。代表部及び国務省のウェブサイトにおいて、文書で全てのコメントを日本に提供する予定である。米国は勧告を行った。

79. ウルグアイは、特別手続に対する恒常的な招待、第3次男女共同参画基本計画、児童虐待への法的措置を含む日本の進展を強調した。ウルグアイは勧告を行った。

80. ウズベキスタンは、死刑を定めた犯罪の数、死刑執行の増加、性交同意最低年齢、表現の自由の制限及び移住者に対する差別に関する懸念に言及した。ウズベキスタンは勧告を行った。

81. ベトナムは、日本がグローバルな人権に関する活動へ貢献を行ったことに言及した。人身取引対策及びミレニアム開発目標の実施に関する日本の措置を賞賛した。ベトナムは勧告を行った。

82. ジンバブエは、移民の権利特別報告者及び水と衛生の権利独立専門家の訪問に言及しつつ、日本の国連人権機関及びメカニズムとの協力を賞賛した。ジンバブエは勧告を行った。

83. アルジェリアは、障害者権利条約の批准及び女性と児童の権利を保護するための措置に対する日本のコミットメントを歓迎した。アルジェリアは勧告を行った。

84. アルゼンチンは、強制失踪条約の批准及び高校実質無償化法の制定に関し、日本に祝辞を述べた。アルゼンチンは勧告を行った。

85. アルメニアは、第3次男女共同参画基本計画及び児童の権利を促進し、人身取引と闘い、障害者の権利を保護するための日本の努力に言及した。アルメニアは勧告を行った。

86. オーストラリアは、子の奪取に関するハーグ条約及びパレルモ議定書の早期批准を慫慂した。公表された国内人権機関の設立を歓迎した。日本の継続した死刑の実施に引き続き懸念を表明した。オーストラリアは勧告を行った。

87. オーストリアは、国連条約体及び特別手続との日本の協力を賞賛したが、最近の死刑執行に懸念を表明した。オーストリアは、オープンで包括的な死刑に関する議論を提案した。オーストリアは勧告を行った。

88. アゼルバイジャンは、日本の主要条約への加入及び留保の撤回を歓迎した。独立人権機関の設立を慫慂した。アゼルバイジャンは勧告を行った。

89. バーレーンは、日本の高校実質無償化法の採択を評価するとともに、障害者への日本の支援を賞賛した。バーレーンは勧告を行った。

90. バングラデシュは、障害者、ジェンダー平等、インターネットにおける人権保護及び国際協力に対する日本の行動を賞賛した。バングラデシュは勧告を行った。

91. ベラルーシは、特別手続との日本の協力に言及したが、人身取引、女性に対する暴力、移住者に対する差別、児童の性的搾取及び児童ポルノに関する問題を強調した。ベラルーシは勧告を行った。

92. ベルギーは、強制失踪条約の批准を歓迎した。事件調査及び取調べ方法の促進プログラムの幅広い適用を慫慂した。ベルギーは死刑に関する国民的議論を支持し、日本が新しい事実上のモラトリアムを導入する意向を有するか質問した。ベルギーは勧告を行った。

93. ベナンは、全ての国家公務員に対する人権研修を歓迎した。女性の役割、児童の権利、人身取引対策、障害者及び移住労働者の権利を促進するための行動を認識した。ベナンは勧告を行った。

94. ブータンは、日本の人権理事会への積極的な関与及び女性及び児童の権利を保護するための国内メカニズムを賞賛した。第3次男女共同参画基本計画の採択を強調した。ブータンは勧告を行った。

95. ボツワナは、人権条約の国内適用における日本の立法上のイニシアティ

ブを賞賛した。ボツワナは嫡出でない子の権利の欠如に言及した。ボツワナは勧告を行った。

96. ブラジルは、日本に障害者権利条約を批准し、ジェンダー平等を進めることを慫慂した。ブラジルは勧告を行った。

97. ブルガリアは、人権理事会への日本の積極的な関与を賞賛し、第3次男女共同参画基本計画に言及した。ブルガリアは勧告を行った。

98. ブルキナファソは、国際人権条約の批准及び特定の留保の撤回に言及した。児童の権利、人身取引及び外国人の権利について更なる進展の必要性を強調した。ブルキナファソは勧告を行った。

99. 日本は、死刑及び義務的上訴に関する追加的な質問に回答した。日本は三審制の下、上訴が広範に認められた裁判制度を有している。上訴は弁護士が行うことができる。更に、日本は犯罪時に18歳未満の者は死刑を科されないことを明らかにした。

100. 刑事施設の状態及び処遇に関して、日本は、追加的な暖かい衣類について言うには及ばず、十分な飲料水、食料、衣類、寝具及びその他の日用品を含め、必要な供給品が被収容者に提供されていることを指摘した。

101. 外国人を含め、特別なニーズを有する者のため適切な配慮が行われている。医療及び衛生サービスが定期的に提供され、必要な場合には、適切に治療が施されている。

102. 設立される予定の国内人権委員会の独立性に関して、日本は、当該機構は独立性を持ち政府の監督を受けないこととされている旨繰り返し述べた。

103. 民法改正に関して、男女の婚姻年齢の統一、嫡出である子と嫡出でない子との間の相続分の平等化を含む問題に対処するため、日本は関連の取組の進捗状況を情報提供した。日本は、第3次男女共同参画基本計画において日本政府が民法改正の検討を続けていくことを述べている旨言及した。

104. 代替収容制度に関する意見に触れ、日本は、当該収容制度は刑事司法制度の下で重要な役割を果たしている旨述べた。2007年の刑事収容施設法

に従い、日本は引き続き被留置者に対する適切な処遇を確保していく。

105. 政治的言論を掲載したビラの配付による勾留に関係して、日本は、警察はビラの内容に基づいて行動したのではなく、法の違反を構成する行為等に基づき公正な観点から行動したのであり、故に、表現の自由を制限する検閲行為ではない旨述べた。

106. 労働市場における女性の人権に関して、日本は男女間の均等な賃金は法律によって保障されている旨述べた。賃金格差は主に勤務年数や職階に関連している。男女雇用機会均等法は採用や配置における差別を禁止しており、妊娠による解雇も禁止されている。日本は2010年に改正された育児・介護休業法もまた育児休業及び短時間勤務の取得を可能としている。

107. ブルンジは、犯罪の取調べ中の違法行為と闘うために検察当局に1つの部署を設立したことを歓迎した。アイヌ民族を先住民と認めたことに言及した。日本にパリ原則に準拠する国内人権機構を作ることを懇請した。

108. カンボジアは、人権理事会における日本の活動に言及した。第3次男女共同参画基本計画の採択及び人身取引対策行動計画の改訂への努力を歓迎した。カンボジアは勧告を行った。

109. カナダは、日本の人権研修及び暴力被害者への支援を賞賛した。カナダは日本に暴力被害者への支援の進展を説明することを求めた。カナダは勧告を行った。

110. カーボ・ベルデは、刑事訴訟、女性及び児童の権利、人身取引、障害者の権利、外国人及び先住民に関する公務員の意識向上のための措置に言及した。日本に死刑のモラトリアムを行うよう懇請した。

111. チャドは、日本が主要人権条約の締約国であること及び日本の留保撤回について強調した。強制失踪条約の批准及び障害者権利条約の批准計画に言及した。チャドは勧告を行った。

112. チリは、パリ原則に則った新たな人権機構を設立するための法的イニシアティブ、第3次男女共同参画基本計画、障害者の保護及び公務員のための人権研修を歓迎した。チリは勧告を行った。

113. 中国は、日本の第3次男女共同参画基本計画及び女性に対する暴力を排除するためのキャンペーンに言及したが、前回のUPRの勧告を実施するために十分な措置がとられていないことに懸念を表明した。慰安婦に関する懸念を提起した。中国は勧告を行った。

114. コスタリカは、特別手続に対する恒常的な招待に言及した。人権研修プログラム、刑事訴訟における人権保護及び児童ポルノと闘うための措置を賞賛した。コスタリカは勧告を行った。

115. キューバは、ジェンダー平等を促進し、児童や障害者の権利を保護し、差別と闘うための行動を認識した。キューバは認識されている人権課題について説明を求めた。キューバは勧告を行った。

116. キプロスは、女性の人権保護及び第3次男女共同参画基本計画への努力を認識した。キプロスは、暴力による女性被害者の社会への復帰及び統合を支援するための想定される措置について尋ねた。

117. チェコは、差別に対する保護の問題、勾留者の保護の強化の必要性及び拷問の防止についてコメントし、関連の勧告を行った。

118. 北朝鮮は、日本の過去の犯罪に対する国家の法的責任の頑な否定及び日本における歴史の歪曲の継続を懸念した。雇用、住居、医療及び教育について、在日韓国・朝鮮人(Koreans)に対する差別が報告されていることに言及した。北朝鮮は勧告を行った。

119. フィンランドは、法律面と実際面における女性に対する差別と闘うための措置について尋ねた。フィンランドは、死刑執行の再開についての日本の決定に遺憾の意を表明し、死刑に関する国民的議論についての更なる情報を求めた。フィンランドは勧告を行った。

120. フランスは、死刑が未だ適用されていることに遺憾の意を表明し、強制売春目的で海外から来た人身取引被害者の女性の数が未だ多いことに懸念を示した。フランスは勧告を行った。

121. ドイツは、第1UPRサイクルの勧告の大部分の実施に対する日本の

コミットメントを賞賛した。ドイツは勧告を行った。

122. ハンガリーは、日本の計画された人権機関の設立を歓迎し、これに関する更なる情報を求めた。日本に子の奪取に関するハーグ条約を批准することで児童ポルノや児童買春に対処することを慫慂し、日本が死刑のモラトリアムを導入することを希望した。ハンガリーは勧告を行った。

123. インドは、公務員のための人権教育課程に言及した。児童ポルノのあらゆる側面からの犯罪化や部落民（Burakumin）の地位の問題に関する開かれた議論を求め、より強力な人身取引対策の措置をとることを要請した。インドは勧告を行った。

124. インドネシアは、移住労働者の日本経済への貢献及び移民の権利特別報告者の最近の関与について言及した。国内人権機関の設立のための準備に言及した。インドネシアは勧告を行った。

125. イランは、特に、公立学校システムにおける人権教育の促進への日本の努力を賞賛した。イラン・イスラム共和国は勧告を行った。

126. イラクは、公務員の人権研修、ジェンダー平等、女性、児童や障害者の権利、人身取引との闘い及び発展や貧困の撲滅におけるグッド・ガバナンスへのイニシアティブを賞賛した。イラクは勧告を行った。

127. アイルランドは、日本の特別手続に対する恒常的な招待及び更なるジェンダー平等及び女性の権利の保護における努力を歓迎した。日本の7名の死刑囚の今年の死刑執行に遺憾の意を表明した。アイルランドは勧告を行った。

128. イタリアは、児童の権利の保護における日本の進展及び第3次男女共同参画基本計画を歓迎した。イタリアは、日本に対し女性に対する虐待の防止のための努力を強化するよう慫慂した。イタリアは勧告を行った。

129. ヨルダンには、法務省の人権擁護機関の責務に勇気づけられた。第3次男女共同参画基本計画の採択及び児童虐待を防止し児童の権利を保護するための法律を評価した。ヨルダンは勧告を行った。

130. クウェートは、公務員の人権研修及び差別、女性に対する暴力や人身

取引と闘うための日本の取組を賞賛した。第3次男女共同参画基本計画の目的を歓迎した。障害者権利条約への日本の署名に言及した。クウェートは勧告を行った。

131. ラオスは、社会経済開発における日本の成果及びミレニアム開発目標に対する日本の支援に祝辞を述べた。日本が主要な人権条約の締約国である旨言及した。

132. リビアは、無償教育の導入に関する留保の撤回を賞賛した。公務員の意識向上及び第3次男女共同参画基本計画の採択を歓迎した。リビアは勧告を行った。

133. マレーシアは、障害者、女性及び児童の権利に関する進展を歓迎した。例えば新たな国内人権機構の設立等の課題に言及し、日本が若い世代に過去の歴史を学習する機会を与えることを希望した。マレーシアは勧告を行った。

134. メキシコは、国内人権機構に関する法案の時宜を得た承認に対する希望を表明した。拘留期間を制限し、日本における法の支配を強化するための刑事司法分野において採用されている措置に言及した。メキシコは勧告を行った。

135. 更なる質問への回答として、日本は慰安婦に関する前述の立場を繰り返した。

136. 第2次世界大戦に関し、日本政府は、内閣総理大臣談話を含む様々な機会に、我が国がかつて多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことを深く反省し、二度とこのような不幸な歴史を繰り返さないとの決意を述べてきている旨説明した。

137. 日本における外国人差別については、法務省の人権擁護機関を通じて様々な人権啓発活動や相談サービスが提供されている。人権侵害の疑いのある事案については、調査が行われ、適切な対応がとられている。

138. 日本はハーグ条約及び同条約の実施に係る国内法の国会提出に関する情報について述べた。

139. 日本は出生率の低下及び高齢化社会が進む中で、ジェンダー平等社会

の実現に焦点を当てている旨言及した。第3次男女共同参画基本計画は特に女性に対するあらゆる暴力の根絶、外国人女性や障害のある女性を含め困難な状況におかれている女性に関する問題を強調している。

140. インターネット上の画像の削除のための基準に関して、法務省の人権擁護機関では、原則として、特定の者に対する人権侵害に当たる行為についてプロバイダー等に削除を求めている旨説明した。

141. 日本は、配偶者間の暴力は刑法上の強姦罪、暴行罪及び脅迫罪を構成し得ること、そのような行為はこれらの規定によって処罰されている旨説明した。

142. 性感染症やHIVに関する青少年への教育に関して、性教育は学習指導要領に基づき、小学校3年生から高校3年生までの間に行われている。当該教育は教師に対するセミナーや指導においても行われており、教材が配付されている。

143. 入管の収容施設に関して、入管法上、退去強制令書が発布された者については、速やかに送還しなければならないこととされている。健康状態等の理由により直ちに送還することができないときは、仮放免許可を弾力的に運用し、身柄の拘束を解く措置を採っている。2010年、法務省と日本弁護士連合会は、収容にまつわる諸問題について、より望ましい状況を協議するための合意に達した。日本は長期収容を減少させるための努力を行っている。

144. 公務員の人権研修に関し、日本は定期的な研修により公務員の認識と理解を深めてきている。

145. 嫡出でない子の問題について再び述べるとともに、日本は日本の母親から生まれた全ての子供は日本国籍を取得する旨説明した。婚姻関係にない日本人男性と外国人女性との間に生まれた子供が日本国籍を取得する方法について、国籍法は2008年に改正され、現在は、たとえ父親と母親の間に婚姻関係がなくても、もし日本人の父親が子供を認知すれば、20歳に達するまでに子供が日本国籍を取得することが可能である。

146. 最後に、日本は審査において質問と建設的なコメントを行った各国代表団に謝意を述べた。日本は国際社会及び国内における人権の促進を積極的に

行ってきた。国内においては、日本は更なる国際人権条約の批准や国内人権機構の設立への取組を含め、審査において説明したとおり、人権の促進・保護の改善のための重要な措置を取ってきた。

II. 結論及び/又は勧告

147. インタラクティブ・ダイアログにおいて述べられた、以下に記載されている勧告は、日本により検討され、2013年3月の第22回人権理事会までに回答がなされる予定である。日本の回答は、2013年3月の第22回人権理事会で採択される結果文書に含まれる予定である。

147. 1 人々の人権の完全な享受を確保するため、未批准条約の批准を進め、留保の撤回のプロセスを加速すること。(ベナン1)

147. 2 条約の優先順位及び国内法手続に沿った形で、関連の条約・協定を批准するための更なる手続をとること。(カンボジア2)

147. 3 日本が締約国である人権条約の選択議定書を批准すること。(ハンガリー1)

147. 4 関連の条約を批准することにより、個人通報を受理し審査をする条約体の権能を認めること。(韓国2)

147. 5 日本が批准した人権諸条約及び議定書で個人通報制度を設けているものについて、人権侵害に関する個人通報制度を受け入れるための必要な措置をとることを検討すること。(オーストリア3)

147. 6 死刑廃止を目指して自由権規約第二選択議定書を批准すること。(ルワンダ2, スイス2)

147. 7 死刑の廃止及び自由権規約第二選択議定書の加入の可能性を検討し、検討している間はモラトリアムを導入すること。(ウルグアイ3)

147. 8 自由権規約第二選択議定書及び拷問等禁止条約選択議定書に加入すること。(オーストラリア2)

147. 9 拷問等禁止条約選択議定書の批准の可能性を検討すること。(チュニジア1)

147. 10 拷問等禁止条約選択議定書に加入すること。(チェコ3)

147. 11 社会権規約選択議定書に署名すること。(ポルトガル1)

147. 12 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を検討すること。(ブラジル1)

147. 13 強制失踪条約の規定の違反に関して、被害者や他締約国から又は被害者や他締約国のために、行われる通報を受理し検討する強制失踪委員会の権能を認めること。(ウルグアイ2)

147. 14 自由を奪われた児童の成人からの分離に関する児童の権利条約第37条(c)に係る留保を撤回すること。(オーストリア4)

147. 15 個人通報制度に関する児童の権利条約第3選択議定書の早期批准を検討すること。(スロバキア3)

147. 16 障害者権利条約を批准すること及び同条約の基準に沿った障害者保護のための法令を制定すること。(スロベニア2)

147. 17 障害者権利条約を批准すること。(スペイン1, インド1, イラク2)

147. 18 障害者権利条約を批准すること及び障害者保護のための差別(禁止)法を制定すること。(クウェート1)

147. 19 障害者権利条約, 移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約(移住労働者権利条約)の批准のための努力を続けること。(アルゼンチン1)

147. 20 未批准条約, 特に移住労働者権利条約の批准を慫慂する。(チリ2)

147. 21 移住労働者権利条約の批准を検討すること。(ルワンダ1)
147. 22 移住労働者権利条約の批准を加速すること。(インドネシア1)
147. 23 移住労働者権利条約及びILO第189号条約の批准を検討すること。(フィリピン1)
147. 24 パレルモ議定書の批准のため最大限の努力をすること。(フィリピン2)
147. 25 パレルモ議定書を批准すること。(インド2)
147. 26 パレルモ条約(国際組織犯罪防止条約)及び人身取引議定書を批准すること。(フランス4)
147. 27 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年ハーグ条約(ハーグ条約)の批准を完了するための努力を続けること。カナダはこれに関して日本の現在までの進展、特に国会承認を得るための国内立法の進展を認識するとともに、批准及び実施に向けた進展が時宜を得た形で継続することを慫慂する。(カナダ1)
147. 28 ハーグ条約を批准することを検討すること。(スロバキア2)
147. 29 ハーグ条約の批准を早期に完了すること。(アイルランド2)
147. 30 ハーグ条約の加入のための手続を加速すること。(イタリア2)
147. 31 人権分野における取組を強化するため、国内の法律上、制度上及び行政上の構造の改善を続けること。(ジンバブエ1)
147. 32 経済的、社会的及び文化的権利が国内法において平等に享受されることを確保すること。(パレスチナ1)
147. 33 女子差別撤廃条約の国内法制度における完全な適用及び編入を確保すること。(ブルガリア1)

147.34 人種差別及び性的指向に基づく差別からの法的保護の強化を検討すること。(カナダ2)

147.35 直接的・間接的差別を禁止するための特別な法律を制定するよう述べた人種差別撤廃委員会の勧告を履行すること、また、管轄権を有する国内裁判所を通じた効果的な保護及び救済へのアクセスを保障すること。(南アフリカ1)

147.36 差別に関する国内法が、年齢、性別、宗教及び性的指向に基づく全ての形態の直接的・間接的差別をも扱う人種差別撤廃条約と矛盾しないことを確保すること。(スイス4)

147.37 立法レベルにおいて人種主義的又は外国人排斥の発言を直接禁止する措置をとること、及び適切な国内裁判所における効果的な保護及び法的抗弁の手段へのアクセスを保障すること。(ウズベキスタン1)

147.38 家族に関する既存の法律、特に嫡出でない子に適用可能な制度を見直す努力を継続すること。(チリ1)

147.39 児童の権利に関する包括的な法律を制定するための法的措置をとること、及びその法律を条約に完全に一致させること、また、収入や生活の不平等に対処するために児童のための国内行動計画を制定し実施すること。(イラン1)

147.40 民族的少数者の児童や日本国籍を持たない児童、障害のある児童に対する差別を排除するための法的措置を取ること。(イラン2)

147.41 児童ポルノの所持を犯罪化することを目的として法律の見直しを検討すること。(ブラジル2)

147.42 日本の国際的な人権の義務に沿った形で民法と戸籍法を改正すること、この関連で、女子差別撤廃委員会の最終見解に対応するための特別な努力を行うこと。(フィンランド1)

147.43 女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳に引き上げること。(フラン

ス5)

147.44 被収容者が弁護士の立会いなしで取調べを受けることがないこと、及び弁護士への迅速かつ妨害のない交通権を確保するため法律の制定その他の手段を取ること。(チェコ2)

147.45 国際刑事裁判所ローマ規程の全ての義務に国内法が完全に合致することを確保し、国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定に加入すること。(スロバキア4)

147.46 強制送還までの収容の最大期限を導入するため、入管法の改正を検討すること。(南アフリカ3)

147.47 国内人権委員会の設立プロセスを完了すること。(ネパール2)

147.48 独立性を確保し、パリ原則に完全に適合した人権委員会の設立プロセスを加速すること。(スペイン6)

147.49 パリ原則に適合した国内人権機構の設立の促進を継続すること。(ニカラグア2)

147.50 パリ原則に適合した国内人権機構の設立プロセスを早期に完了すること。(チュニジア2)

147.51 パリ原則に適合した独立した国内人権機構を設立すること。(ウクライナ2)

147.52 特にパリ原則の遵守に関連し、2013年12月までに、国内人権機構の設立の進展について、人権理事会に最新情報を提供すること。(イギリス2)

147.53 パリ原則に適合した人権機構の設立プロセスを加速すること。(ベナン2)

147.54 パリ原則に適合した国内人権委員会の履行プロセスを継続すること。(ブルキナファソ1)

147.55 日本が設立しようとしている国内人権機構がパリ原則に適合することを確保するための措置を講じること。(フランス2)

147.56 パリ原則に適合した人権委員会の設立プロセスを加速すること。(インドネシア2)

147.57 パリ原則に適合した国内人権機構の設立作業を継続すること。(ヨルダン1)

147.58 パリ原則に適合した国内人権機構の設立のための努力を継続すること。(マレーシア1)

147.59 パリ原則に適合した独立した国内人権委員会を設立すること。(メキシコ2)

147.60 児童の権利を拡充するための政策を継続すること。(ヨルダン2)

147.61 生活水準の不平等、及びジェンダー、民族的出自及び障害による不均衡に対処するために児童のための国内行動計画の制定を検討すること。(南アフリカ2)

147.62 市民社会との対話の更なる強化を継続し、女性、児童及び障害者の権利の促進・保護を強化するために政策や措置を履行すること。(ブータン)

147.63 いかなる理由に基づく差別とも闘い予防するための努力を継続すること。(キューバ2)

147.64 言語、ジェンダー、人種、宗教又は国籍に基づく差別を含む全ての形態の直接的又は間接的差別の禁止を継続すること。(パレスチナ2)

147.65 社会的身分、ジェンダー及び性的指向を含む包括的な理由に基づく差別的な規定を排除することを目的として国内法を見直すこと。(チェコ1)

147.66 女性に対する性別役割についての固定観念を排除するため、一般市民の啓発をするための更なる具体的な取組を行うこと。(タイ1)

147.67 第3次男女共同参画基本計画の促進及び履行を継続すること。
(ニカラグア1)

147.68 第3次男女共同参画基本計画を強化するとともに、マイノリティ女性の課題に効果的に対応しながら女性に対する暴力を根絶するための関連した取組を向上すること。(リビヤ1)

147.69 第3次男女共同参画基本計画及び女性の活躍促進による経済活性化行動計画を実施することにより女性の権利の促進・保護の進展の努力を継続すること。(マレーシア2)

147.70 差別と偏見をなくすことを目的とした啓発を行うため、ジェンダー平等に関する国家計画の効果的な実施を継続すること。(アルメニア2)

147.71 ジェンダー平等を促進し女性と児童の権利を効果的に保護するための迅速な措置を取ること。(中国2)

147.72 マイノリティ女性を含むジェンダー平等のための措置の実施を継続すること。(キューバ1)

147.73 ジェンダー促進及び女性に対する暴力との闘いを強化すること。
(セネガル2)

147.74 女性に対する全ての形態の差別、特に婚姻適齢や婚姻前の姓を維持することの可能性に関する差別を排除するために必要な法改正及び措置を行うこと。(スペイン4)

147.75 日本がジェンダー平等社会と認識されるための全ての努力を進めること。(トリニダード・トバゴ2)

147.76 ジェンダー平等、特に女性の社会的・経済的権利の向上及びDVとの闘いに関して包括的なアプローチを取ること。(ベトナム1)

147.77 女性のエンパワーメントを継続し、女性により大きな社会的役割を与えること。(クウェート2)

147.78 国籍の取得，相続権及び出生登録に関する問題において，嫡出でない子の平等及び非差別を確保すること。（スロベニア3）

147.79 児童への差別に対する包括的な措置を取ること及び嫡出でない子を差別する全ての法律を廃止すること。全ての少年，少女及び青年のあらゆる人権，特に国籍の取得，相続権及びアイデンティティの権利について啓発キャンペーン及び教育プログラムを促進すること。（ウルグアイ1）

147.80 女子差別撤廃委員会及び児童の権利委員会からの要請に沿った形で，国籍，相続及び出生登録の権利を享受していない嫡出でない子の状況を見直すこと。（ボツワナ）

147.81 嫡出でない子であることや親の在留資格に関係なく，普遍的な出生登録を確保するための必要な措置を取ること。（メキシコ3）

147.82 児童ポルノの所持の犯罪化の欠如など，未だ懸念が引き起こされている（児童の権利保護に関する）状況に対処すること。（イタリア1）

147.83 ジェンダー平等社会の構築から得られた経験及びベストプラクティスをUPRプロセスを通じて他国と共有すること。（ミャンマー2）

147.84 反人種主義及び反差別措置の強化を継続すること。（ナミビア1）

147.85 人種差別撤廃条約に沿った形で国内法において差別の定義をすること，及び年齢，ジェンダー，宗教，性的指向，民族又は国籍に基づくものを含む全ての形態の直接的及び間接的差別を禁止すること。（ノルウェー3）

147.86 障害者権利条約の効果的な履行を継続すること。（アルメニア3）

147.87 障害者の差別に対して効果的な保護を提供する包括的な差別禁止法を制定及び履行すること。（米国1）

147.88 障害者に対するすべての差別的取扱いを排除するための必要な措置を取ること。（アルゼンチン3）

147.89 LGBTの個人を保護し社会に統合するため、また、性的指向又はジェンダー平等に基づく全ての差別的取扱いを排除するための更なる措置を検討すること。(アルゼンチン2)

147.90 LGBTの人々の権利保護を提供するための包括的差別禁止法の制定及び履行をすること。(米国2)

147.91 在日韓国・朝鮮人(Koreans)に対する全ての形態の差別を排除するための措置を取ること。(北朝鮮3)

147.92 特に移民、外国人、庇護申請者及び難民に対する差別と不寛容と闘うための努力を進めること。(チュニジア1)

147.93 死刑に関する、あらゆる関係者や考え方に開かれた深い全国的議論を促進すること。(イタリア4)

147.94 死刑を廃止すること、又は死刑モラトリアムを導入すること。(ナミビア2)

147.95 死刑廃止に向けた最初の段階として直ちに死刑モラトリアムを導入することを真剣に検討すること、及び凶悪犯罪に対する刑罰の選択肢として仮釈放のない終身刑を導入すること。(オランダ2)

147.96 犯行時に未成年である者、重篤な精神障害にある者及び精神病に罹患している者に対する死刑を廃止するための措置を即時に取ること。(ノルウェー1)

147.97 日本の法制度から死刑を廃止する可能性を検討すること。(アルゼンチン4)

147.98 完全な廃止に向けた最初の段階として、死刑モラトリアムを導入すること。(オーストラリア1)

147.99 死刑の適用におけるモラトリアムを導入する可能性を検証することを目的として国民的議論を行うことを検討すること。(メキシコ1)

147. 100 死刑廃止を目的として死刑モラトリアムを導入すること。(イタリア1)

147. 101 包括的な国民的議論が行われるようにするため、死刑執行モラトリアムを直ちに実施することを真剣に検討すること。(アイルランド1)

147. 102 死刑執行モラトリアムを導入し、最終的に死刑を廃止することを目的として死刑に関する幅広い国民的議論を始めること。(ドイツ1)

147. 103 最終的に死刑を廃止することを目的として正式なモラトリアムを導入し、死刑廃止に関する国民的議論を促進すること。(フランス1)

147. 104 死刑廃止に向けて進むことを目的として死刑執行モラトリアムを導入すること。(フィンランド2)

147. 105 正式な死刑執行モラトリアムを導入し死刑廃止に向けた具体的な対応を取ること。(ノルウェー2)

147. 106 死刑廃止することを目的として死刑モラトリアムを導入し自由権規約第2選択議定書を署名・批准すること。(ポルトガル4)

147. 107 死刑廃止に向けた最初の段階として正式な死刑モラトリアムを直ちに導入し、既存の刑は終身刑に切り替えること。(スロバキア1)

147. 108 死刑廃止を目的として死刑モラトリアムを用いること。(スロベニア1)

147. 109 最終的な廃止を目的として新たな死刑モラトリアムを用いること。(スペイン2)

147. 110 正式な死刑執行モラトリアムを遅滞なく導入すること。(スイス1)

147. 111 死刑廃止を目的としてモラトリアムを導入することを再検討すること。(トルコ2)

147. 112 死刑に係るモラトリアムを直ちに表明し、2013年12月までに死刑廃止を目的として政策の見直しを開始し、2014年12月までに自由権規約第2選択議定書を批准すること。(英国1)

147. 113 包括的な国民的議論を可能とするためモラトリアムを導入し、死刑制度を改革するための公的な勧告を行うために公的な死刑検討会を設置することを検討すること。(オーストリア1)

147. 114 特に女性や児童の人権について、法執行機関及び公務員に対する人権教育を強化すること。(アゼルバイジャン1)

147. 115 公務員に対する人権研修を継続すること。(セネガル1)

147. 116 勾留に関する代用監獄制度を見直すこと、自由権規約に従い自由を奪われた全ての人々が遅滞なく司法審査を受けることを確保すること。(スペイン3)

147. 117 代用監獄制度を廃止又は国際法に合致するよう改革すること。(スイス3)

147. 118 取調べの全ての課程の電子的録画といった保護措置を実施すること、また、被留置者が弁護士の立会いなしに取調べを受けないこと及び弁護士への迅速かつ妨害ない交通権を確保することにより、国際基準に従うよう勾留制度を改革すること。(ノルウェー4)

147. 119 拘禁中の者が弁護士の支援を受ける権利を含め、国際人権基準に合致するよう代替収容制度を改革すること。(フランス2)

147. 120 代替収容制度(代用監獄)が自由権規約第14条に規定される保障の全てを完全に遵守することを確保すること。(ドイツ3)

147. 121 外部交通に関して死刑囚の拘禁環境を改善すること。(ベルギー3)

147. 122 受刑者に対し冬により暖かい衣服を提供すること、外国人受刑者に対し時宜にかなった医療や歯科の治療行為を提供すること並びに食事の

量及び栄養的な質を高めることにより、国際基準及びガイドラインに沿うよう刑務所の環境を改善すること。(米国3)

147. 123 法律上のモラトリアムが付与されない場合、死刑が確定した者の権利の尊重を確保するために必要な全ての保証を行うこと。(ベルギー1)

147. 124 死刑を言い渡された被収容者の権利を然るべく尊重すること。(イタリア5)

147. 125 死刑囚の収容状況が国際基準に準拠していることを保障すること。(ハンガリー3)

147. 126 全ての状況における体罰を明示的に禁止すること。(ハンガリー2)

147. 127 DV及び性的暴力の届出を促進し、被害者への支援を提供することにより、女性に対する暴力への対処をより効果的に行うこと。(モルドバ3)

147. 128 ジェンダーに基づいた暴力に対する対策の実施及び被害者支援の提供を継続すること。(スペイン5)

147. 129 女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力根絶への努力を強化し、加害者の責任を追求するという人身取引に関する特別報告者の勧告を受け入れること。(トリニダード・トバゴ1)

147. 130 女性に対する差別や暴力に関する法律制定とその実施の強化を継続し、ジェンダー平等を促進し、DVを含む女性に対する暴力に対処し、ジェンダーに基づいた暴力被害者に支援を提供するための努力を継続すること。(トルコ1)

147. 131 人身取引及び性的暴力の女性被害者による不服申立制度や保護サービスへのアクセスを改善するための措置を継続すること。(アゼルバイジャン2)

147. 132 パレルモ議定書に沿って人身取引を定義することも含め、人

身取引撲滅のための努力を促進し、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する特別報告者を招待すること。

147. 133 改訂した国内の人身取引対策行動計画を含む近年導入された計画や政策の実施の更なる成功を確保するため全ての努力を継続すること。(カンボジア1)

147. 134 この分野の国際法基準に沿って、人身取引、特に女性及び児童の人身取引と闘うための措置を強化すること。(リビア3)

147. 135 人身取引の根本原因に複合的に対処し、効果的に被害者保護及び支援を行うこと。(モルドバ2)

147. 136 人身取引の撲滅に向けた協調した行動を継続し、関連する枠組を強化すること。(スリランカ)

147. 137 人身取引の根本原因に対処し、被害者を保護及び支援をする努力を更に進めること。(トリニダード・トバゴ3)

147. 138 女性、特に移住者やマイノリティの女性に対する暴力及び性的搾取からの効果的な保護を確保すること。(ベラルーシ2)

147. 139 児童の性的搾取、児童ポルノ及び児童買春と闘うための行動計画を採択し、性的搾取の被害者への支援を行うこと。(モルドバ1)

147. 140 児童の性的搾取を防止しそのような行為を行った者を訴追する努力を一層行うこと。(アルジェリア1)

147. 141 未成年者の性的搾取に対する国家レベルでの措置を取ること。(コスタリカ1)

147. 142 国籍、人種又は出自に関わらず、女性及び児童の性的搾取の被害者、又はジェンダーに基づく暴力の被害者に対し、法的支援や通訳を含む対策及び適切で時機を得た支援を確保すること。(タイ2)

142. 143 第一審における死刑判決に対し、執行停止の効力を伴う体系

的な不服申立制度（systematic appeal system）の導入を検討すること。（ベルギー 2）

147.144 死刑事件における義務的再審査制度を導入し、被収容者自身、その家族及び法的代理人が執行に関する十分な情報を提供されることを確保し、死刑が確定した者と家族との最後の面会又は通信を許可すること。（オーストリア 2）

147.145 関連する国際社会から勧告されているとおり、いわゆる「慰安婦」問題に関する法的責任を認識し、被害者が受け入れられる適切な措置を講じること。（韓国 1）

147.146 過去を認め、反省し、被害者に対して補償を提供することによって、国際社会に対し責任を認めること。（中国 3）

147.147 第 2 次世界大戦期間中の「慰安婦」の問題の責任を認識し、被害者の尊厳を回復し適切に補償するための措置を取ること。（コスタリカ 2）

147.148 朝鮮（Korea）を含むアジアの他の国々において過去に行われた日本軍の性的奴隷及びその他の暴力に対する法的責任を受入れ、抜本的に対処すること。（北朝鮮 1）

147.149 インターネットによる名誉棄損及びプライバシー侵害といった他者の人権を侵害する行為に対する保護措置を継続すること。（バングラデシュ 3）

147.150 宗教の自由を保障するための措置を講じること。（イラク 1）

147.151 女性のさらなる政治代表及び公職における参加を十分確保するため、男女の賃金格差の問題に対処するための効果的な措置を講じること。（アルジェリア 2）

147.152 女性の権利及び女性の意思決定プロセスへの関与の促進を継続すること。（アルメニア 1）

147.153 全ての日本の学校において障害を持つ児童に水と衛生への十

分なアクセスを確保するための全ての必要な措置を取ること。(ポルトガル3)

147.154 HIV/AIDSを含む増加する性感染症と闘うための予防措置が重要であるとの観点から、青少年に対するリプロダクティブヘルス及びセクシャル・ヘルスに関する教育を促進すること。(ウクライナ1)

147.155 福島放射線警戒区域の住民の健康と生活の権利を保護するための全ての必要な措置を講じ、健康の権利特別報告者が避難住民及び市民社会グループと面会できるようにすること。(オーストリア5)

147.156 特に医療費の負担について、障害者のニーズを更に把握すること。(バーレーン1)

147.157 大学レベルにおける教育費を下げる又は廃止するための更なる措置を取り、経済的負担を軽減するために給付型奨学金を導入すること。(バーレーン2)

147.158 児童生徒のための教科書に慰安婦の問題をとりあげるなどの措置を講じることにより、将来世代が引き続き歴史をあらゆる側面から学習することを確保すること。(オランダ1)

147.159 過去の歴史の歪曲を止め、教育カリキュラムを改訂して過去の犯罪及び残虐行為を含む歴史的現実を反映させることにより歴史的事実の意識を向上させること。(北朝鮮2)

147.160 マイノリティ女性の状況に関する包括的調査を実施し、マイノリティ女性の生活状況を改善するための国家戦略を発展させるとの女子差別撤廃委員会による勧告を履行すること。(ドイツ2)

147.161 少数者の状況を改善するための計画及び政策を促進・実行し、彼らを言語的、文化的及び社会的レベルにおいて支援すること。(リビヤ2)

147.162 移住労働者の権利を保護し、良い労働環境を整えるための努力を強化すること。(イラン3)

147.163 移住労働者及びその他の少数者集団の人権に関する大衆の啓

発を更に強化すること。(ミャンマー1)

147. 164 移民の権利を保護・促進するための努力を継続すること。(ネパール1)

147. 165 差別なく、かつその法的地位に関わらず、移民の健康及び教育に対するアクセスを確保すること。(ポルトガル2)

147. 166 難民を含む外国人の人権を保護し、彼らに対する法律上及び慣習上の差別を防止する努力を継続すること。(スーダン2)

147. 167 外国人の入国に関する規制を見直すこと。(チャド1)

147. 168 国際社会において発展の権利が運用されるために効果的な役割を果たすこと。(パキスタン)

147. 169 UPRの勧告を真剣かつ迅速に実施すること。(中国1)

147. 170 国連人権高等弁務官事務所に対するイヤーマークなしの貢献を増加させること。(バングラデシュ1)

147. 171 国連の目標値である0.7パーセントに到達することを目標として、ODAをGNI比0.5パーセントまで増加させること。(ナミビア3)

147. 172 社会・経済開発の分野におけるODAの提供を継続すること。(バングラデシュ2)

147. 173 国際協力の文脈において、脆弱な人々の安全を確保するために、国家、地方及びコミュニティレベルにおける意思決定において検討される問題として、防災の概念の強化を支援する行動を継続すること。(パラグアイ1)

147. 174 財政的貢献を維持することによって人権分野における積極的な国際的役割を果たすことを継続すること、及び二国間人権対話を継続すること。(スーダン1)

148. 本報告書に含まれる全ての結論及び勧告は、勧告を行った国及び被審

査国の立場を反映したものである。作業部会全体によって承認されたものであると解釈されてはならない。

(了)